

平成 17 年度第 3 回 千葉県食品安全協議会 (概要)

- 1 日 時 平成 17 年 10 月 25 日 (火) 午後 2 時から
- 2 場 所 県庁中庁舎 3 階 第 1 会議室
- 3 出席者 山崎委員 (会長)、伊藤委員 (副会長)、田井委員 (代理 丸山氏)、村上委員、渡辺委員、秋山委員、南出委員、佐藤委員、鎌田委員、大河原委員、堀委員、花岡委員、山口委員、豊村委員、赤田委員
- 4 内 容
 - 1 開 会
 - 2 あいさつ
 - 3 議 事
 - (1) 千葉県食品安全条例 (仮称) 策定に係る
千葉県食品安全条例 (仮称) 検討作業部会での検討経過及び報告書について
 - (2) 千葉県食品安全条例 (仮称) 策定に係る
千葉県食品安全協議会からの提案について
 - 4 そ の 他
 - 5 閉 会
- 5 会 議 要 旨
 - 1 会長あいさつ
 - ・ 本日は、お忙しいところ、ご参集いただきましてありがとうございます。
 - ・ 新聞等で報道されているように、アメリカからの牛肉輸入が年末には再開されるようです。
 - ・ 平成 13 年に発生した B S E の問題は、非常に大きな関心をもたれてきました。
 - ・ このような問題を契機として、様々な食に関わる問題が続発し、行政の動きの鈍さや縦割り行政の弊害などが指摘され、これを受けて食品に関わる包括的な法の整備ということで、食品安全基本法が制定され、食品安全委員会ができました。
 - ・ 千葉県でも、食品安全協議会が設置され、皆様にいろいろとご意見をいただいていたところ です。
 - ・ また、牛肉だけではなく、ヨーロッパ各地で鳥インフルエンザが新しく発見され、深刻な状況が生まれてきたような気がします。
 - ・ 鳥は、渡り鳥など、いろいろなところに飛んでいくため、鳥インフルエンザが各地に広がって いく可能性もあります。
 - ・ さらに、ペットとして飼っている鳥が原因となる事態も予想されます。
 - ・ 鳥に対しても、BSE と同じような対応が必要ではないかと思えます。
 - ・ 前回、第 2 回の協議会において、千葉県では、これまでの取組みに加え、食品の安全・安心の 確保の新しい取組みのために、条例を制定する考えであるとの報告があり、検討したところ 協議会としても協力していこうということになり、作業部会を設置し、条例の策定のための 検討をしてきました。
 - ・ 作業部会では、食品安全基本法を踏まえた千葉県の条例について、必要な事項について検討さ

れてきて、その結果として、部会から報告をいただきました。

- ・ 本日は、その内容等について当協議会で検討いただくこととなります。
- ・ 活発なご意見をいただいた上で、協議会としての結論をだしたいと思います。よろしくお願いいたします。

千葉県食品安全条例（仮称）策定に係る

千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会での検討経過及び報告書について

（山崎会長）

- ・ 先ほども申し上げましたが、当協議会に作業部会を設置し、条例の策定のための検討をしてきました。
- ・ 今回、作業部会での検討が終了し、報告書が提出されてきました。
- ・ その検討結果及び報告書の内容について説明していただきますが、始めに作業部会の伊藤部会長から検討経過について、ご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

（伊藤副会長）

- ・ それでは、千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会での検討経過について、報告します。
- ・ 前回の協議会において、県から食品の安全安心に係る条例の策定を考えているとの説明があり、当協議会に作業部会を設置し、条例に必要なことなどについて、検討することとなりました。
- ・ 作業部会の構成については、報告書の最後のページ（117ページ）に載っていますが、生産から消費に至る各段階から推薦された方々、公募された主婦の方々や学識経験者等の部会委員15名で、6月15日から10月14日まで、計6回にわたり検討を重ねてきました。
- ・ 短い期間の中で、お忙しい方々に6回も集まっていただきまして、集中的に議論ができたのではないかと思います。
- ・ 第1回目の作業部会では、千葉県食品安全条例（仮称）策定の必要性や今後の進め方について議論し、第2回目は、関係者の責務や役割、リスクコミュニケーションについてや条例のあり方、理念条例であることなどの議論をしました。
- ・ その後も、千葉県食品安全条例（仮称）の基本構造・項目について、千葉県食品安全条例（仮称）の基本的な考え方の骨子について検討し、第5回目からは、千葉県食品安全条例（仮称）検討作業部会報告書について議論をしました。
- ・ 検討に当たっては、東葛地区、千葉地区、北総地区で開催されたタウンミーティングで出された意見や、9月20日から10月10日には、検討作業部会における検討内容について意見募集を行い、いただいた意見等も踏まえて議論を加えてきました。
- ・ 食品安全基本法を踏まえた条例として、基本理念の規定や関係者の責務や役割の規定、リスクコミュニケーションの重要性、その他、消費者が不安に感じていることなどについて、論議し、条例に盛り込むべき事について、検討しました。
- ・ その結果として、部会報告書としてまとめましたので、過日、山崎会長に提出し、本日の協議会開催にいたったところです。
- ・ 報告書の内容については、事務局から説明してもらうこととします。

(山崎会長)

- ・ とうもありがとうございます。
- ・ お忙しい中を、何回も集まってご議論いただき、大変苦勞され、報告書をまとめていただいた経緯がわかりました。
- ・ 内容については、事務局から説明願いたいと思います。よろしくお願いいいたします。

(事務局)

千葉県食品安全条例(仮称)検討作業部会報告書の内容について説明。

(資料：千葉県食品安全条例(仮称)検討作業部会報告書

千葉県食品安全条例(仮称)検討作業部会検討内容の概要)

(山崎会長)

- ・ 伊藤部会長と事務局から、千葉県食品安全条例(仮称)検討作業部会での検討経過及び報告書の内容のご説明がありました。
- ・ たいへんわかり易い報告書を作成していただいたことに、感謝申し上げます。
- ・ 何かご質問、ご意見がございましたらお願いいいたします。

(秋山委員)

- ・ 今日の会議の位置付けについて確認させていただきたいと思います。
- ・ 検討作業部会やタウンミーティングで議論され、報告書としてまとまったということですが、協議会としては、この内容をどのように協議するのか、それとも条例にまとめる考え方だけをそれぞれ協議して、最終的な条例の文言は、別の次元で整理するのか、その素案としての内容を検討するのか、どのような位置付けになるのでしょうか。

(山崎委員)

- ・ 私の個人的な見解としては、今日、条例に盛り込むべきことについての希望がだされたということだと思います。
- ・ その参考として、報告書が提出され、この報告書は、タウンミーティングでの意見やホームページでの意見募集に寄せられた意見を参考にまとめてもらったと思います。
- ・ わかりやすく、忘れないで欲しいことなども記載されています。
- ・ 条例等の法文については、別のステージで条例としての形を整えていく作業が必要になってくると思います。これは事務局を中心とした作業になると思います。
- ・ 協議会としては、この報告書で御提案いただいた内容について、不足している部分や違った考え方があるとかのご意見をいただいてから、意見交換を行い、条例を作っていく過程において、事務局から説明があるかと思いますが、事務局の方は、今の質問に対しては、いかがでしょうか。

(事務局)

- ・ この報告書には、条例(案)を策定するにあたっての考え方、盛り込むべき事項が記載されてい

ます。

- ・ 条例(案)を策定する際には、県としての別の作業をすることになります。
- ・ この報告書が、作業部会から親組織である協議会に提出され、協議会から「条例(案)を策定するにあたっての意見」としてまとめ、県へ提出されると思っています。

(山崎会長)

- ・ 全般的な部分で、何かお気づきの点がありますか。
- ・ 伊藤部会長からは、何かお気づきの点がありますか。

(伊藤副会長)

- ・ 事務局からの説明に追加することは、ありません。
- ・ 報告書の「はじめに」の部分に、「当検討作業部会では、各地域で行われたタウンミーティングでの意見等も参考に条例の策定に向け、白紙の状態から・・・」とあるように健康福祉千葉方式で検討をして、部会の皆様方の意見で報告書は作成されました。
- ・ 皆様方の意見は 15 ページ以降 43 ページまでに記載されていますが、その意見の中で盛り込むべき事項の項目の中に漏れているものがないかどうかの確認もしました。
- ・ 部会の皆様方の手作りで、ここまで出来上がってきたと理解していただきたいと思います。

(山崎会長)

- ・ 13 ページに監視・指導及び検査体制の充実強化は、たいへん重要なことだと思います。
- ・ このような体制を強化することを、条例に明確に盛り込んで欲しいというご意見だと思いますが、最後に「食品の安全・安心が損なわれる重大な事態が生じた場合、又は当該事態の生じるおそれがある場合に、迅速かつ適切に対処するための必要な体制を強化すること。」とあります。
- ・ 食に関する食品衛生法と薬についての薬事法との大きな違いは、食品衛生法には明確な罰則規定がないということです。
- ・ それだけ「食」の幅が広いので、誰かが何かを食べたり、食べさせたりする事について1つ1つ罰則につなげることは、難しいと思います。
- ・ この中の「迅速かつ適切に対処するための措置」とは何か疑問ですが、事務局からご意見がありますでしょうか。

(事務局)

- ・ 平成 15 年に迅速かつ適切に対処するための連携組織として、「食の安全・安心対策会議」が設置されました。
- ・ この会議は、副知事が会長、健康福祉部と農林水産部の両部長が副会長、庁内 22 課で構成されています。
- ・ この会議を活用し、迅速かつ適切に対処するための体制を図っておりますが、さらに有効に効果的に推進する必要があると思っています。

(山崎会長)

- ・ BSE とか鳥インフルエンザの経験を踏まえ、キチンとした組織もでき、方策も迅速に対応できる体制ができてきたと思います。
- ・ 食も薬と同じように倫理的な考え方が必要で、「これくらい良いだろう」などの曖昧な考えで、せっかくの行政の体制を崩すような行為が行われた場合、これに対する対応はない訳ですよ。
- ・ 危険性があるのに、市場に出してしまったとか、そのために手遅れになってしまったとかの場合です。
- ・ 倫理観は法律で縛れないことは、良くわかっていますが、形として規制を強化するという考え方はないでしょうか。

(事務局)

- ・ 事前に予防することもあります。発生した場合の措置としては、食品衛生法の食品関連事業者の責務の中に食品の安全・安心に必要な措置に迅速に対応するというものがあります。
- ・ 第一義的には、食品関連事業者の責務になりますが、行政としても食品関連事業者からの報告により、連絡をとりながら迅速に対応することになります。
- ・ 罰則等は、規定にもありませんが、予防原則の考え方を取り入れ、事業者と行政が協働して、適切に対応していきたいと思います。

(渡辺委員)

- ・ スーパー等では、全国的に食品の流通が行われていますが、その中で千葉県の条例が活かされない場合があるのか、消費者としては心配です。
- ・ 食品の流通を全国的に行っている事業者が多く、問屋の車が路上駐車をして困るとかの影響はとても大きいですが、この条例が、安全・安心につながるのか心配です。

(山崎会長)

- ・ 他の都道府県の業者に対して、この条例の効果が届くかどうかというご意見だったと思います。

(事務局)

- ・ 食品は、全国で流通しているものなので、食品の安全・安心は千葉県だけではなく、全国の共通の認識で行われていると考えています。
- ・ この条例で、千葉県内の食品を規制する等の考えはないと思います。
- ・ いわゆる理念条例であり、食品の安全・安心を確保するための将来的な方向性を示す理念や関係者の責務や基本的な施策がまとめられる条例だと考えています。
- ・ また、国や他の地方公共団体と連携強化し、共に食品の安全・安心を確保することは、重要なことだと思っています。

(山崎会長)

- ・ 千葉県に住んでいる方たちにとって、千葉県の条例は、日本中或いは世界中どこからきた食品

に対しても、食品の安全・安心を守っていくものであり、そのためには、行政と関係者が一致して、協力し、食品の安全・安心を推進していく条例である。

- ・ 千葉県で地産地消といっても、国際化が進むといろいろな食品が入ってくるが、条例によって悪いものは排除し、良いものは推進していくという趣旨でしょう。
- ・ この報告書でも、守って欲しいこと等たいへん良く表現されていると思います。

(堀委員)

- ・ 作業部会でタウンミーティングの意見等を参考として時間をかけて、このような報告書を作成された努力に感謝したいと思います。
- ・ 食品は、千葉県だけでなく、世界中からも輸入されてきます。
- ・ 千葉県の条例として何をしていかなければならないのか。
- ・ 条例は、時代の変化と共に変えていくような、迅速的に状況に合わせて見直しを図っていかなければならないということに尽きると思います。
- ・ 頑固にこの条例の中で全て行おうと思うと、非常に難しいと思います。
- ・ ですから、千葉県の条例の中では、このような趣旨・目的・方向性の中で、このような事を取り組んでいきたいということがあると思いますので、条例を作成した後に変化と共に、時代と共に見直しを図るということを活かしていただきたい。

(事務局)

- ・ 今のご意見の内容は、重要なことと認識しています。
- ・ 条例の策定にあたっての検討作業部会の報告書にも、リスクコミュニケーションが重要であり、意見交換等を行い、施策の提案ができる制度が必要だのご意見がありました。

(花岡委員)

- ・ この短い期間の間にまとめられたことに敬意を表します。
- ・ 関係者の責務、監視指導等は粛々として、行っていけば済むことですが、この中で難しいのはリスクコミュニケーションだと思います。
- ・ 県民に正しい情報をいかに伝えるかが、非常に難しいと思いますので、一工夫必要かと思う。
- ・ なぜかという、さいたま市で行われたリスクコミュニケーション(「食品の安全確保とH A C C P - 農場から食卓まで - 」)では、500名程度の参加者のうち、消費者の参加者は20名程度で、ほとんどが生産者や事業者で、全体の8割でした。
- ・ 消費者に情報を伝える事は、難しい。
- ・ メチル水銀の事件では、2年ほど前に風評被害で魚屋が何軒も倒産しました。
- ・ その後リスクコミュニケーションの方法について、厚生労働省が専門家を入れて手法を変えて、それまではすべての消費者があぶないと思われていたが、「メチル水銀は、妊婦に対しては危険」との説明をしました。
- ・ リスクコミュニケーションの方法を考えて、消費者に対して的確な情報を伝え、消費者からも意見をもらい、相互理解をする。
- ・ 今回の条例の中でも、リスクコミュニケーションは1番難しいと思いますので、ぜひ情報の公

開、意見交換の促進を、行政の広報活動の中に工夫をされたらいかがかなと思いました。

- ・ 具体的には、よくわかりませんが、厚生労働省はリスクコミュニケーションの専門家を入れて協議したようですので、文書の中では盛り込まなくても結構ですが、検討されたらいかがかなと思います。

(事務局)

- ・ はい、承知しました。
- ・ 委員のご意見のように、今後策定される条例には、情報の提供や意見交換が重要である旨は記載されると思います。
- ・ 実際、いかに迅速にわかり易く情報提供するかは、条例に基づいて、それぞれの事業担当課が連携をとりながら実施すべきことだと思います。

(山崎会長)

- ・ 報告書を基に、当協議会は県に条例の策定に関してのご提案をするわけですが、そのことについては、ご了解されているということによろしいでしょうか。
- ・ 報告書の中で、もっと踏み込むべき部分等があるかどうかなど、皆様のご意見を伺っているわけですが、リスクコミュニケーションは本当に難しく、私も厚生労働省が行った食品添加物等に関するタウンミーティング等にでましたが、先ほどのお話にありましたように、ほとんど行政と事業者でした。
- ・ 消費者は急に「これは危ないよ」という情報だけを伝えられると、とても戸惑います。
- ・ 行政と事業者が話し合い、どのように消費者に情報を伝達するのかという情報の提供システムが確立されていれば、伝えられた情報について、消費者からの意見もでてコミュニケーションが生まれ、しっかりしたマネジメントに結びついていくのではないかと考えています。
- ・ 細々した政策については、行政や消費者のネットが作られ、決まっていくと思いますが、そのようなことをしっかりやりましょうという基本理念を示すのが、この条例の役割であり、中身であれば良いのではないかと理解しています。

(赤田委員)

- ・ ただいまリスクコミュニケーションの話が出ましたが、今までのタウンミーティング等でも、情報の公開の仕方についていろいろと意見が出ていることは承知しているのですが、情報の提供というのはあまりにも一方的だということで、「公開」という言葉になったのでしょうか、公開だけでもまだ今一步弱いのではないかと、情報の公開と「開示」ということ。
- ・ 基本的な施策の(3)リスクコミュニケーションの中に入っているが、もっと情報の公開及び開示を強調するためには、もっと前にさかのぼって明記すべきである、位置付けをもっと全面に打出すべきではないか。
- ・ 千葉県食品安全に関しては、情報の公開と開示が優先するというのを打出するような意味合いの位置付けが必要ではないかと思えます。
- ・ 遺伝子組換え食品等について、14 ページに「必要な措置を講ずること」ということが入っているが、情報の公開の一番最後に「遺伝子組換え作物・食品等に関する情報提供を推進するこ

と」となっているが、ここに「必要な措置を講じて」という言葉を入れていただいたほうが良いのではないかという気がします。

- ・ 非常に大切なことであって、特に成田空港という輸入・輸出拠点を抱えており、千葉県の性格をより明確にするためにも、必要な措置を講ずる中で情報提供を推進する、あるいは公開、開示するというくらいウエイトを置いた文章の示し方はいかがか。

(山崎会長)

- ・ 情報という目に見えないものをどう取り扱うか。
- ・ 条例にどのように入れるかは難しいが、リスクを生じる恐れがあった場合、どういう形で消費者に情報が伝わるようにするのかという提供システムあるいは適当な措置を講じるというような具体的な形が見えるような表現を条例の中にも加えていけばよろしいのではないか。

(事務局)

- ・ 協議会の提案を踏まえ、今後条例化に当たっては、その主旨を踏まえ条文の文言の整理なり、表現なりを検討していくべきと考えています。

(丸山氏)

- ・ 例えば、今の情報の公開・開示もそうですが、食の安心・安全などの言葉の厳密な定義については、この報告書の中ではあいまいに使われている部分も多いのではないかと思います。この報告書の性格が県民の意見を尊重し、条例に盛り込んで欲しい方向性が記載されているものですので、内容については、評価し尊重します。
- ・ 条文を作る中で、言葉の一つ一つの意味について、きちんと確認しながら作業を進めていただきたいという希望です。
- ・ 言葉の意味をきちんと正確に確認することは、条例が実効性のあるものとして機能するといううえで、言葉が曖昧だと(条例の中身も)曖昧になってしまいますが、言葉が厳密に定義されていれば、言葉どおりに正確に実行されるという関係があると思いますので、この報告書は報告書として尊重し、そのような事を考慮していただきたい。

(山崎会長)

- ・ 12 ページの意見交換等の促進の中の「毎年度 1 回以上意見交換等を行う」という提案は大変良いと思う。行政、事業者、消費者が集まって食の安全について話し合う千葉の食の祭典のような形ですと盛り上がるのではないか。
- ・ 知事への提案に対する知事の考え方を公表するというのはすばらしい提案ではないか。行政の立場が明確になり、ぜひ強調していただきたい。

(秋山委員)

- ・ 14 ページの遺伝子組換え食品等については、他の県には無い提案ではないか。
- ・ 必要な措置は「別の場合」と記載されていますので、これはマーケットの措置だと思っています。

- ・ 農業県という立場から、交雑・混入の観点も条例に必要であり、「別の場」で検討するという
ことについてもお願いしたい。

(山崎会長)

- ・ 他県の条例でご存知の例は、ありますか。

(事務局)

- ・ 北海道で食の安全・安心に関する条例で「必要な措置を講じる」旨を組み込んでいます。
- ・ 作物の交雑・混入防止については別条例で規制しています。
- ・ 現在、新潟県でも、条例を策定しており、同じような内容を盛り込む方向で検討していると聞
いています。

(山崎会長)

- ・ 14 ページの最後の 3 行に「遺伝子組換え食品等の安全性の審査は、国において実施されてお
り、安全性の審査が終了したものだけが国内流通されている」とありますが、これは事実です。
- ・ 食品の安全性については、自信をもって言えるのですが、この遺伝子組換え食品の問題につ
いては、科学的なデータで安全だといっても、消費者の食卓に上がったときに安心して食べられ
るか、農作物として輸入されてきて、日本の作物に影響を与えないだろうか、今安心でも、年
月を経ると突然変化することはないのか、などの様々な疑問が付きまといます。
- ・ したがって、遺伝子組換え食品の問題については、継続して安全を守っていかなければいけ
ないということを条例に盛り込むことに賛成です。
- ・ 科学者は、科学的データに基づき安全であるという審議の結果を伝えるわけだが、安心して召
し上がっていただくためには、行政と事業者の方たちの努力によることが大きいと思います。
- ・ 行政や事業者・消費者にとって、何をすれば安全が安心になるのか、どのような作業をすれば
良いのか、考えて努力しなければならないと思いますので、条例に盛り込むことに賛成です。

(村上委員)

- ・ こういう条例ができるとタウンミーティング、勉強会をやっていただいて、たくさんの人が参
加するとように見えますが、そのような場に参加する消費者は本当に少ない。
- ・ 普通の奥さんはそういう会に出て行かない。
- ・ なぜかというと、知らされるのが一部の人にしか知らされない。
- ・ どんなに誘っても、同じような人ばかりの参加になってしまう。
- ・ なぜならば、難しい言葉で語られることが多いので、聞きにきてもみんなは半分くらいしかわ
からないからです。
- ・ 1 回といわず何回でもできるかぎり手間隙をかけて、消費者にいろいろな情報を教えていくこ
とが大事だと思います。
- ・ 私達はスーパーで物を買うのがほとんどですから、売る人と直接そこに出てくるものが、安
全・安心かということで判断していく。
- ・ 安全・安心は大きな巾を持っているので、どこで安心するかは、本当に難しい。

- ・ 絶対安心とはいえないので、継続して検討し、それまでの時点では安心だということであっても、悪かったらまた考えるということで、絶対安心だと決めてしまわないでほしい。
- ・ 県民全体に県のを安心して食べてもらうには、一部の人でもわかって、それを伝達する力をもってもらうシステムを作らないと、ただ（情報を）流しただけでは、よく理解しないまま（勉強会等に）参加しないのではないか。
- ・ 参加してみて初めて、ものが見えて皆さんのご苦労がわかると思います。
- ・ 輸入食品を調べていますが、大変危惧しています。
- ・ 安全な農作物が提供されても、自給率が40%ですので、輸入食品についても考えていただかないといけない。
- ・ 輸入食品の安全性についても、繰り返し、繰り返し、教えていただきたいと思います。

（山崎会長）

- ・ 行政が主催する勉強会等に参加する消費者は、本当に少ない。
- ・ 消費者が得られる情報は買いに行った店で買いながら得られる情報がほとんど。
- ・ そういう方たちと協働して、県民全体の安全を守っていこうというもとなる条例ができれば素晴らしいと思う。
- ・ 条例ができたから安全・安心ではなく、条例の理念をどういうふうに、一緒になって守っていくかということが一番大事だと思います。
- ・ では、皆様からいただいたご意見を、この報告書の中に盛り込んでいただいて、この先どのような形で県に提案するのか、ご説明いただけますか。

（事務局）

- ・ 事務局として想定していることは、仮にこの報告書に加筆や修正する箇所がない場合、後は事務的な処理になりますので、正副会長と事務局に一任いただければと思っています。
- ・ また、報告書に加筆や修正する箇所があった場合でも、正副会長と事務局に一任していただいて、後で修正部分を皆さんに確認していただくことも可能かなと思います。

（山崎会長）

- ・ 私の感想では、大幅な修正はご意見の中には、なかったように思います。
- ・ ただ、条例に盛り込むために書き加えて欲しいという要望が、いくつかあったように思いますので、事務局で若干手を加えたものを作成していただいて、県に提案する形にしたらどうか。
- ・ 協議会の再度の開催は、大変だと思いますので、正副会長と事務局に一任いただいて、修正したものを委員の皆様方に見ていただいて、県へ提案することは可能でしょうか。
- ・ いまのような形で、作業を進めてよろしいでしょうか。
- ・ ありがとうございます。今後の予定は、どのようになっていますか。

（事務局）

- ・ いただいたご提案の内容は、10月28日開催の「食の安全・安心対策会議」で検討されることになります。

- ・ その内容を整理し、11 月上旬にパブリックコメントを実施し、条例を今年度中に制定したいと思っています。

(山崎会長)

- ・ 今のことについて、何かご質問がありますか。
- ・ 特に無いようであれば、このような手順で作業を進めさせていただきます。
- ・ それでは、これで終了したいと思います。どうもありがとうございました。